

東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム
「国際連携による若手アジア・アフリカ地域研究者の海外派遣プログラム」
(短期派遣 AA)

2010 (平成 22) 年度若手研究者募集要項

2010 年 3 月
ITP-AA 委員会

1. 募集対象者

東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム「国際連携による若手アジア・アフリカ地域研究者の海外派遣プログラム」(短期派遣 AA) は、アジア・アフリカ研究の分野において次世代の世界的な研究者コミュニティの中核となる研究者を養成するためのプログラムです。アジアおよびアフリカに関する研究をおこなっている大学院生等の若手研究者で、論文や国際研究集会での発表といった形で成果が出せる具体的な研究計画をもっている方に積極的な応募を呼びかけます。

2. 趣旨

短期派遣 AA は、2010 年 2 月に日本学術振興会に採択された 3 年間にわたる事業です。本プログラムは、学部学生からポストク等に及ぶ若手研究者を、アジア・アフリカ諸地域ならびに欧米の先端的研究教育機関に派遣することにより、本学の特色であるアジア・アフリカ諸地域における現地調査等に基づく研究実績を有し、かつ欧米の学界等において国際的に活躍する研究者・教育者を養成することを目的としています。

この目的達成のため、本プログラムでは本学所属の若手研究者をアジア・アフリカ諸地域の研究機関及びアジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム (CAAS) 加盟機関をはじめとする欧米の先端的研究教育機関へ派遣し、学会発表、現地での調査研究、資料収集ならびに現地研究者との協力関係を構築することを支援します。

短期派遣 AA の運営は、ITP-AA 委員会 (東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム「アジア・アフリカ諸地域に関する研究者養成の国際連携体制構築」) が担当しています。

3. 対象研究分野

アジア・アフリカ研究 (日本研究を含む)

4. 申請資格等

本学の学部在学者、博士前期課程在学者、博士後期課程在学者、その他本学に在籍する 42 歳以下のポストク等若手研究者

10. 申請手続

(1) 提出書類 (各1部)

a. 願書 (所定の様式)

写真を添付すること

b. 学業成績証明書

大学学部以降 (大学学部卒業見込み者は出願時点で) の学業成績証明書 (単位数、履修科目、点数、評価及びその説明のあるもの。) (2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ提出)

c. 健康診断証明書

i) 本学保健管理センターで発行されたもの、もしくは同等の効力を有するもので、何れの場合も「派遣に耐えうる」ことが言及されていること (2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ提出)

ii) 別紙「現病歴・既往歴申告書」が添付されていること。

d. 推薦書

願書の指導教員推薦欄に、指導教員が外国語能力に関する証明及び推薦理由を記入し署名を行うこと。

e. 派遣先受入教員との連絡状況を示す文書

申請時点で提出可能な、受入教員との連絡状況を示す e-mail 文書等。 (2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ提出)

f. 国際学会等の開催通知若しくはプログラム (学会発表等を希望する場合のみ提出)

(2) 申請受付期間

第1回募集分 2010年4月19日 (月) ~5月7日 (金)

第2回募集分 2010年10月12日 (火) ~10月20日 (水)

(申請方法は、持参又は郵送。海外渡航中の場合は代理人による申請も可とします。)

(3) 提出先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係短期派遣 AA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

11. 選考及び選考結果の通知

(1) 第1回募集分

書類選考及び面接選考 (5月中旬~5月下旬) を行い、6月上旬までに選考結果を本人及び指導教員に通知します。

(2) 第2回募集分

書類選考及び面接選考 (10月下旬~11月初旬) を行い、11月中旬までに選考結果を本人及び指導教員に通知します。

1 2. その他

(1) 派遣計画

派遣先・派遣期間については、指導教員と十分相談の上、本学での研究に支障のないよう、十分注意して下さい。

また、研究者が複数の派遣を希望する場合には、各派遣毎に申請書類を作成し、提出して下さい。

(2) 派遣研究者の義務

a. 派遣期間中は、研究計画に基づき研究に専念してください。研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行のためやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に理由書を提出し、ITP-AA 委員会の承認を得なければなりません。

b. 派遣研究者は、帰国後、定められた期間内に報告書を提出するほか、短期派遣 AA 事業への参加など、ITP-AA 委員会より協力要請があった場合には、可能な限り参加することが求められます。

c. 次に掲げる事項のいずれかに該当すると ITP-AA 委員会が判断した場合には、本プログラムによる派遣の取り消し、経費支給の停止、又は支給済経費の返還を求めます。

(i) 病気のため、研究を継続することが出来ないことが明らかな場合

(ii) 研究の進捗状況に著しい問題があり、計画を達成することが不可能若しくは著しく困難と判断される場合

(iii) 申請書の記載事項が事実と著しく相違することが発見された場合

(iv) ITP-AA 委員会の指示に従わなかった場合

(3) 指導教員の義務

短期派遣 AA の派遣研究者の本学における指導教員は、派遣先機関との連絡調整、国際連携指導体制の構築等に参画する義務を負います。

(4) 渡航中の安全管理について

派遣期間中の安全管理は、自己責任において海外旅行保険に加入するなどして、必ず行って下さい。

(5) 個人情報について

申請書類に含まれる個人情報については、本学の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム業務遂行のためにのみ使用します。

1 3. 申請書類の提出先・問合せ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係短期派遣 AA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp